

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（第6回）

1 日時 令和6年1月19日（金）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、山本座長代理、生貝構成員、石井構成員、越前構成員、江間構成員、落合構成員、
クロサカ構成員、後藤構成員、田中構成員、水谷構成員、森構成員、山口構成員、
脇浜構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
アーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法
人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネ
ットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、
日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、山野情報流通行政
局参事官、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進
室課長補佐、上原情報流通適正化推進室専門職

4 議事

（1）AI事業者ガイドライン案について

（2）基本的な考え方について

（3）意見交換

（4）今後の進め方について

（5）その他

【宍戸座長】 それでは、定刻でございますので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の第6回会合を開催させていただきます。

本日、年明けで大変お忙しいところであろうかと思いますけれども、御多忙の中、本会合に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より連絡事項の御説明をお願いいたします。

【内藤補佐】 本日事務局を務めます、総務省情報流行政局情報流通適正化推進室の内藤です。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点御了承ください。

次に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料6-1から6-4を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございましたら事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、奥村構成員、澁谷構成員、安野構成員が御欠席です。また、越前構成員、増田構成員は、会議途中から御出席予定、山口構成員、脇浜構成員は、会議途中で御退出予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それではまず、本日の議事の進め方について私から御説明を申し上げます。

まず、総務省情報流行政局様よりA.I事業者ガイドライン（案）について御説明をいただき、質疑の時間を設けたいと思います。その後、前回会合に引き続きではありますけれども、この検討会としての基本的な考え方を固めるべく、その議論・検討に向けて、本日は構成員の中から、石井構成員、山本構成員から御発表いただきたいと思います。それぞれの御発表後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきたいと存じます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずは、総務省情報流行政局、山野参事官から御説明をお願いいたします。

【山野参事官】 総務省の山野でございます。よろしくお願ひいたします。お時間いただきありがとうございます。

本日でございますが、これまでの検討会で、総務省の飯田特別交渉官から広島A I プロセスの成果等々を御説明させていただいたかと思いますが、そういった国際的なところも踏まえまして、日本国内でA I 事業者向けのガイドラインを現在、総務省と経済産業省で案を取りまとめておりますので、その状況について、参考になることが多いかと思いますので、御紹介を手短にさせていただこうと思います。

資料としては、6－1になります。こちらを御覧ください。A I 事業者ガイドライン(案)の概要ということでして、まず、1ページ目で、背景と経緯を簡単に御説明させていただきます。

まず、これも御案内のことかと思いますが、日本では、A I に関しまして議論を早い段階から進めてきております。例えば、下の矢印、時系列の矢印が書いてございますが、主なトピックスを時系列で御紹介しますと、2016年のG7の高松での情報通信大臣会合でA Iに関するテーマを打ち出し、総務省ではその後、2017年でございますが、A I開発ガイドライン、それから2019年になりますがA I利活用ガイドラインを作成しております。

これらのガイドラインについて、この資料には記載がございませんが、その後、OECDにおけるA I原則の検討などにもインプットいたしまして、国際的な議論にも早期から貢献してきたところでございます。

また、国内では、矢印で言うと左下でございますが、2019年になりますが、内閣府で人間中心のA I社会原則を取りまとめられ、また、2022年になりますが、経済産業省でA I技術を実践するためのガバナンスガイドラインというものを作成してきております。

このような状況があったのですが、昨今、これも御案内のとおり、生成A Iのサービスが急速に広がってきたことなどを背景として、昨年の5月、政府全体のA I戦略を検討する場としまして、新たにA I戦略会議が設置されました。

このA I戦略会議でございますが、構成員として、本検討会に御出席いただいております山口先生、江間先生にも御参画いただいているものでございます。このA I戦略会議、早速昨年の5月でございますが、A Iに関する暫定的な論点整理を取りまとめております。

この論点整理の中で、リスク対応の一つとしまして、先ほど御紹介しました総務省の2つのガイドライン、それから経済産業省のガバナンスのガイドライン、合わせて3つの既存の

ガイドラインがございますが、これを昨今の生成AIの様々な潮流を踏まえた上で統合し、内容もアップデートして、新たに事業者向けのガイドラインをつくることが、この論点整理の中で指示をされたというところでございます。

これを受けてまして、総務省と経産省で共同事務局となり、これまで、その後7か月ほどですか、集中的に作業を進めてきました。具体的には、総務省の会議体でございますAIネットワーク社会推進会議、また、その下にありますAIガバナンス検討会、それから経済産業省で言いますとAI事業者ガイドライン検討会、それぞれの検討の場を立ち上げまして、議論を進めてきました。

総務省の会議体には、本日御出席の宍戸先生、江間先生、落合先生、山本先生に参画いただいており、経産省の会議体には、生貝先生、増田先生に、それぞれ参画いただいております。この場をかりて御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、これらの会議体でございますが、事業者、関係団体のみならず、研究機関、アカデミア、それから消費者団体の方など、幅広いステークホルダーの方に御参画いただいております。総務省と経産省の会議体、両方合わせますと100名を超えるほどの専門家の方々から御意見を聞きながら、内容を検討してきたものとなります。

さらに、国際的な動きといたしまして、昨年5月のG7広島サミットで、広島AIプロセスが立ち上がっており、これも飯田さんから御説明したものでございますが、昨年12月には、その広島AIプロセスの成果といたしまして、包括的政策枠組みというものが策定され、公表されております。

この包括的政策枠組みの中には、高度なAIシステム、アドバンストAIシステムと表記しておりますが、そういうものを対象としまして、国際指針、これはGuiding Principlesと呼んでいるもの、それから国際行動規範、これは開発者向けのCode of Conductと呼んでいるのですが、これら2つの文章が含まれています。この国際指針、それから国際行動規範の中身を反映する形で、今回、AI事業者ガイドラインを作ったものでございます。

なお、御参考ですが、AI戦略会議にも随時、検討状況は報告しまして、議論いただいております。

この資料に記載ございませんが、9月にスケルトン案という骨子を示しまして、11月、それから12月のAI戦略会議でも、その時点の案を御議論いただきました。12月の会議の模様は、後ほど簡単に御紹介させていただこうと思っています。そういう検討を踏まえまして、年末年始を挟みまして、さらに検討を進め、本日、ガイドライン案の御説明をさせ

ていただくという位置づけでございます。

最後に、この下の図の一番右側に、A I 事業者ガイドライン公表、3月予定とございますが、これに向かまして、本日この後、午後に、パブリックコメント、意見募集の報道発表を予定しております。総務省と経産省の連名で報道発表させていただきまして、1か月ほど意見を募集し、3月には取りまとめて、第1.0版という形でガイドラインをリリースできればと考えております。

続いて、全体の構成、それから今後の進め方の御紹介でございます。対象といたしましてはA I に関する全ての事業者としておりまして、具体的には、開発者、提供者、それから利用者の3つに大きく分けております。幅広い主体、それから関係し得る業界とか分野に共通的な事項、ガイドラインとして守るべき事項や理念といったものを取りまとめているという形になります。

上から2つ目のポツにございますが、この3つの主体、開発者、提供者、利用者の全てに共通し得る内容を、まず共通的な指針という形で示した上で、その後、3つの主体ごとに特有で、それぞれに重要と考えられるものを、さらに整理しているという形になっています。

下段に簡単な全体の目次といいますか、項目を並べておりますが、左側が本編になります。本編でございますが、第2部が、今申した共通的な理念、原則、それから共通的な指針というものをまとめている部分でございます。

第2部のDについて、こちらが、広島A I プロセスの国際指針を取り込む形で記載するというパートになります。第3部が開発者、第4部が提供者、そして第5部が利用者という形で、それぞれの個別のことも書いているという中身になります。

また、右側でございますが、別添も用意しています。これは本編を補完する位置づけのものでございまして、参考になる事例とか、本編に記載する中身の各項目のポイント、それから具体的に対応手法にどういったものがあり得るかという例示、さらには、事業者の方にリファレンスとして見ていただくのに役に立ちそうな参考文献など、幅広く記載するような形になってございます。

一番下の今後の進め方がございますが、1ページ目で先ほどご説明したとおり、本日午後にパブコメの報道発表を予定してございます。その後、3月目途で中身を固め、策定していくことになります。もちろんその後も、最新動向などを踏まえまして、適時適切にバージョンアップが必要と考えております。

あくまでこのガイドラインはリビングドキュメントという位置づけで考えておりますの

で、この3月には第1.0版という位置づけでリリースをしまして、随時、その後も内容を更新していく予定となってございます。

では、具体的な中身を御紹介いたします。3ページ目になります。

対象範囲でございますが、先ほど申したとおり、全てのAIに関する事業者というところですが、AIの定義もかなり幅広に考えてございます。広島AIプロセスで取りまとめられた成果でございます国際指針、それから国際行動規範というものは、ここにも書いてございますが、高度なAIシステム、アドバンストAIシステムを対象にしておりました。今回、既存のガイドラインは3本あると御説明しましたが、これらの流れも踏まえまして、我が国のAI事業者ガイドライン（案）では、一般的なAI、生成AIの前から使われているような画像認識とか様々ございますので、そういった一般的なAI、全てのAIシステムサービスを幅広く対象としているガイドラインとして作っております。

左側に三角形のピラミッドのような図がありますが、一番上にあるのが広島AIプロセスの成果が対象としております高度なAIシステムとし、その下に裾野が広がっているイメージを示させていただいているものです。

それからそのような幅広いAIシステムに関しまして、その内容ですが、右側を御覧ください。あらゆるAIシステムの矢印の右側でございますが、今回、10の原則というものに再整理しまして、これはこれまでのガイドラインでも述べられていたものですが、今回アップデートさせていただいておりまして、ここに書いているような人間中心、安全性、公平性、それからアカウンタビリティなどの7つと、それから社会と連携して達成すべき原則ということで、8番目以降、教育リテラシー、イノベーション等々、今回再整理してございます。この10のカテゴライズに従いまして、それぞれ取り組むべき指針とか取り組むべき事項というものを整理した内容になってございます。

その下の基本理念は3つあるのですが、これは人間中心のAI原則の中でも述べられていましたのでございますが、そういった基本理念と先ほどの10の原則を再整理した上で、それを土台として、取り組むべき指針というものを作っているというものです。

一番下にAIガバナンスとございますが、このガイドラインを各事業者の皆様が参照していただき、また、指針を遵守していただくためには、適切なガバナンスを各社が構築していただく必要がございます。各事業者が、これらの取組を進める上でガバナンスの考え方、例えば会社内にこういった組織を作るとか、こういった文章を整理するとか、そういったガバナンスの考え方を再整理して、AIガバナンスということで今回盛り込んでいるもので

ございます。これはもともと、先ほど冒頭説明しました経済産業省のガバナンスガイドラインが根っこになっている部分でございます。

ここまでが全体の対象でございました。次に、4ページ目には簡単な御紹介がございますが、共通的な事項、第2部の部分、それから第3部、第4部、第5部にございます主体別の事項について、代表的なものを幾つかピックアップして御紹介させていただきます。

まず、上に第2部ということで書いてございますが、これは共通的な指針ということで、全ての主体が対象となる部分でございます。上からまいりますと、例えば、法の支配、人権、民主主義等々、公平公正な社会を尊重するようにAIシステムを開発等すること、それから、既存の関連法令等を遵守すること、それから、人間の意思決定・感情等を不当に操作するようなことを目的とした開発などは行わないことなどを挙げています。

それから、その下でございますが、これも当たり前のことではありますが、人間の生命・身体、環境への配慮等々にも注意が必要であること。それから、これは今回の検討会で重要なところでございますが、偽情報等への対策を講じること、それから、各種バイアスへの配慮もすること、これは開発段階でもサービス提供段階でも対象でございますが、バイアスへの配慮が必要であること、それから、その下に、セキュリティー確保等と並んで、関連するステークホルダーへの情報提供をしっかりとほしいという内容も書いてございます。

これは何かと申しますと、サービス提供者には、このサービスはAIを使用している、利用しているサービスであるという事実、それから開発者には、どういう学習のやり方をしたか、どういったモデルを使っているか等々、そういった情報を、関係する利用者などのステークホルダーに対して分かりやすく情報提供してくださいということを求めている中身になります。

それから、その下に行きまして、トレーサビリティーの向上、それから、必要なドキュメントを文書化することなども挙げています。また、関係する社会全体で取り組むべき内容になりますが、AIに関するリテラシーの確保についても、今回、挙げてございます。

それから、その下にございますが、高度なAIシステムに関係する事業者に関しましては、さらに上乗せするプラスの部分としまして、広島AIプロセスで取りまとめられております国際指針を遵守すること。また、開発者におきましては、Code of Conduct、行動規範を遵守することも求めるような中身になっています。

それから、下に行きまして、第3部の開発者のところを幾つか御紹介させていただきます。適切なデータの学習をする必要があること、それから、適正利用に資するような開発という

ことで、安全に利用可能な範囲を設定し、ガードレールのようなものを設定した上でサービス提供者に渡すこと、それから、セキュリティー対策もしっかりとすること。

それから、情報提供という観点では、先ほども若干触れましたが、そのモデルの技術的な特性とか、学習データの収集ポリシー、それから意図する利用範囲、逆に言いますと、意図しない、想定していない利用範囲はこうであるといったことも示してもらいたいということ、それから、文書化、イノベーション機会の創造への貢献等々を挙げています。

その横に記載されている第4部、提供者のところでございますが、これもたくさんあるのですが、代表的なものだけをピックアップしてございます。何より大事なのはサービスを提供する者でございますので、適正利用に資する提供をしてほしいということで、例えば括弧内に書いてございますが、利用上の留意点をきちんと設定したり、開発者が設定した範囲内で活用することをしっかりやってもらったりしていただきたいということを記載してございます。

また、脆弱性への対応等々と併せまして、その下にございますが、情報提供という意味では、提供するサービスがAIを使っているという事実、それから、どういう使い方が適切ですという使用方法のようなもの、それから、そのサービス提供をした後にも、動作状況や、どんなインシデントが起こっている・起こっていない、また、どんな対応をしている、それから、予見可能なリスクがどんなものがあり得るか、その緩和策はどう考えるか等々についても、可能な範囲で情報提供が必要としてございます。

当然ながら、利用者に対して安全に使っていただく、正しく使っていただくという意味では、サービス規約等々をしっかり文書化してお示しいただきたいということも書いてございます。

最後、第5部でございますが、利用者でございます。ここで言う利用者は、これは事業者向けのガイドラインでございますので、事業において利用する者をターゲットとしてございます。何より大事なのは、安全性を考慮して適正に利用することということで、サービス開発者、提供者が設定した範囲で、安全装置を違法にもしくは不法に乗り越えるような形ではなく、設定した範囲内で適正に利用することが、大きなところになります。

また、バイアスが含まれることはどうしても避けられないということもございますので、責任を持ってAIの出力結果を判断して事業に活用すること、ここは必ず利用者が判断すること、AI任せにするのではなくということも書いてございます。

一番下にございますが、提供された文書を活用したり、サービス規約契約を遵守すること

なども書いてございます。というところが大きな柱になります。

続いて、12月に開催されましたAI戦略会議の模様を簡単に御紹介させていただきます。これは既に内閣府のAI戦略会議のホームページで公開されているものでございますので、詳細はそちらを御覧ください。

まず、このAI戦略会議でございますが、12月21日には、総務大臣、それから経産大臣から、今、当方から御紹介したようなガイドラインの案、12月時点の案ですので、若干前のバージョンでございますが、それを御紹介いただきました。この御説明の中で、ガイドラインそのものではなく、偽情報対策の関係での発言もございましたので、簡単にピックアップしてございます。

松本大臣から、ガイドライン案の説明に加えまして、このような全体的な御発言をいただきました。その中で偽情報対策としましては、下線を引いてございますが、生成AIに係る偽情報等について、現在総務省では、まさにこの検討会でございますが、デジタル空間の情報流通の健全性確保に向けた検討を進めており、これらの検討結果もこのガイドラインにも今後反映するなどして、より安心してAIの開発、提供、利用を進められるよう取り組んでまいりという御発言がございました。

続いて、このガイドラインの案等々を議論している中で、構成員の方からいただいた御発言の御紹介です。偽情報関連の御発言としましては、重要な課題であること。それから、政治家もしくは紛争、戦争、そういう関連の偽画像、偽映像が拡散していることは周知のとおりであるが、それだけではなく、話題になったニュースに関連する生成AI画像がどんどん今出てきていると。そういう中で、実効性のある対策を考えることが非常に重要であるという御発言があったところでございます。

また、この12月のAI戦略会議では、これは12月の時点でしたので、来年という言い方になりますが、今後1月以降検討していく課題の案が、座長である松尾先生から御説明がありました。その資料の抜粋でございます。ここにありますとおり、松尾先生からの御説明の中には、項目の一つとして偽情報対策が挙げられておりましたので、御紹介させていただきます。

括弧で囲んで左側にスケールを大きくしていますが、AIの利用によりまして巧妙化・増加する恐れのある偽情報対策を強化すべきではないか。例えばコンテンツ認証等の新たな技術を導入とか、欧州で議論されているようなAI生成コンテンツの明示義務など、プロバイダーの役割に関して検討してはどうかというものが、松尾座長のペーパーの中にもあつ

たところでございます。これらが、簡単なA I 戰略会議の状況でございます。

なお、本日、構成員の皆様には、A I 事業者ガイドラインの本編の案も構成員限りで事前にお送りさせていただいてございます。詳細はそちらを御覧いただければと思いますが、パブリックコメントが今日の午後に報道発表予定でして、なかなかまだ先に出せないというところですので、詳しい内容についてはそちらを御覧いただければと思います。また御質問等をいただければと思ってございます。よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 山野さん、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がある方は、チャット欄で私にお知らせをいただければと存じます。いかがでございましょうか。お話のありました戦略会議に御参加をいただいている構成員の方にも、こちらにも御参加いただいていて、連携はそのレベルでも図れているかとは思いますけれども、何か御質問、あるいはコメント等ありましたら、チャット欄で私にお知らせいただければと存じます。いかがでございましょうか。

山本構成員、お願ひいたします。

【山本座長代理】 御説明いただきましてありがとうございます。1点、私のこの後のプレゼンにも関わるところかなと思っているんですけども、全ての主体の取組として、意思決定や感情を不当に操作することを目的とした開発・提供等々というところですけれども、ここは既に御質問がいろいろ出てきているとは思うんですけども、なかなか境界設定が難しいところかなと思いますが、どういった考え方が背景にあるのかということを御教授いただけすると幸いです。

【山野参事官】 ありがとうございます。これも、これまで総務省で作成しておりましたガイドライン、それから国際的なO E C D等のA I 原則等々でも書かれているものを参照しながら検討してきた文書でございますが、今、画面で、本編の今の書きぶりを簡単に御紹介させていただいてございます。

これは10の原則のうち、人間中心という1番目のパートでございますが、A I による意思決定・感情の操作等への留意ということで、このような書きぶりになってございます。この背景、どう守るかというところは様々なアプローチの仕方があろうかと思いますが、ここは、A I が利用者もしくは開発者の意思を越えて、何か不当に、もしくは想定していない範囲で、考え方を何かある方向に強いバイアスをかけたり、あるいはそれを暗に目的として意識的にやっていたりということもあると思いますし、それが無意識ということもあるかと思いますが、そういったものはできるだけ開発も提供もしないことを理念としてうたって

いるところでございます。

ただし、これをどう確保するかというところは、ガイドラインという性質上、各事業者の中での判断・検討を重視するところもございますが、当然、そのサービスの内容、例えば、どれぐらい影響があるサービスであるのか、また、どれだけの性質のものであるのか等々、そのサービスの質とか規模とかに応じて変わってくるとは思いますが、全てにすべからく何か一律にかける、しかもそれをマンダトリーにかけるというのはあまり適切なやり方ではないと考えます。そこはガイドラインらしく、リスクの高い、つまり影響力の高いものについてはしっかりととした対策が当然必要になるものの、そうでないところは、ある程度きちんとやっていますということを何か担保できれば十分であるという考え方もあるうかと思ってございます。

いずれにしましても、理念として大きく挙げているところでございますので、その実行のところはそれぞれ主体によって様々になるかなというのが実態でございます。

【山本座長代理】 ありがとうございます。恐らく後のプレゼンと非常に関係するところをお伝えいただいたのかなと思いました。どうもありがとうございます。

【山野参事官】 偽情報の対策についても、まず全体としては、今、画面に表示しているような書きぶりになってございまして、個別具体にどういう対策を打つかというところは、例えば開発者、提供者のところでも書いていたり、また、広島A Iプロセスのところでは、電子透かしやそういった情報の真偽性を確かめるような技術の活用等々も、それぞれちりばめて記載しています。一番根っここの大きな理念としては、このような書きぶりになっているところでございます。これも御参考として表示させていただいております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、森構成員、お願ひいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。先ほど御説明いただきました中で、バイアスの問題が出ていたと思っていまして、それは多分、偽情報の文脈でも重要ですし、それ以外の文脈でも重要なと思うんですけども、A Iによるバイアス、例えば開発者の方針であったりとか、あるいは学習用データの偏りであったりとか、いろいろなことでバイアスが問題になると思うんですけども、どのようにバイアスというものを捉えておられて、また、どういう観点からバイアスを防ぐといいますか、排するようにしているのか。多分、バイアスって定義が非常に難しいと思うんですけども、その辺りについて御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

【山野参事官】 これも説明すると長くなってしまうので、簡単な説明とさせていただき

ます。まず、第2部のところで、共通することとして、バイアスへの対応というのは結構細かく書いているのですが、それに加えまして、第3部の開発者、それから第4部の提供者等々にも、若干補足するような書きぶりもございます。

その中で、まず、開発者に関する第3部のところでございますが、バイアスがかかり得るところは様々な段階がございます。まず、データ学習のところで、学習させているデータが偏っているところももちろんございますし、また、データに含まれるバイアスへの配慮ということで、学習過程におけるバイアスということで、学習自体が潜在的なバイアスも含んだ上で、そういうものの質を管理するための措置ということで、ここは複数のやり方をとるといった内容を色々と書いています。それに加えまして、どうしても、学習データ、それからデータの学習過程において、バイアスを完全には排除できないということも実態としてございますので、例えば、单一手法ではなく多様な手法で開発を並行して行って、それを人間が判断するということや、また、学習時のみならず、次のページになりますが、アルゴリズムでもバイアスが発生するということで、モデルを構成する各技術要素、様々な要素がございますが、推論やそういったところにおいて、そこまで検討して開発してくださいと記載しております。これについても先ほどの学習データと同様、完全には排除できないであろうということも踏まえ、多様な手法も考えてもらいたいということを記載しています。

さらに、利用する段階、サービスを提供する者としましても、次のページに参りますが、提供する際のバイアスにも留意ということで、提供時点でのデータの公平性、そもそも学習させているデータが公平かという観点のみならず、外部と連携するサービスであれば、その連携するサービスの中でのバイアスも検討したり、それから、AIモデルの入出力、それから判断根拠を定期的に評価して、バイアスの発生をサービス提供者ができる範囲でモニタリングをしていただいたりする必要があるのではないか。また、必要に応じて開発者に対してフィードバックをして、何か再評価してもらうということや、評価結果に基づくAIモデルの改善の判断等も、サービス提供者が開発者に促すことなども挙げています。

それから最後に、利用者のところでも、若干バイアスに配慮して利用することについても記載しています。

色々なところに記載しておりますが、別添にも、例えば現在こんなやり方がありますよという例示を、具体的に色々とできる限り記載させていただいているところでございます。本編としては、このように、それぞれ主体別にできるだけ書いているところでございます。

【森構成員】 ありがとうございました。開発の場面から、提供の場面から、利用の場面

から、様々なところでバイアスに配慮をされた内容になっていることが分かりました。ありがとうございました。

【山野参事官】 これをどう実行、担保していただくかという、ガイドラインを実行に移す企業様の対応が本当に重要なのかなと思っているところでございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、クロサカ構成員、お願ひします。

【クロサカ構成員】 クロサカです。御説明ありがとうございます。1点質問をさせてください。先ほど御説明の中で、来歴管理について触れられていたところがあったかと思います。戦略会議でもその辺の議論がされていたということだったと思いますが、私自身、来歴管理についてはかなり主体的に取り組んでいるところもございまして、関心が強いんですが、一方で、国内で取り組むだけではなく、国際連携がかなり必要になってくるところもあるかと思います。こういった点について、今後どのように検討を進めていかれるか、とりわけ、産業界のみならず、政府間でも恐らく協議が必要になるかと思いますので、この辺りの現在の状況を教えていただけないでしょうか。

【宍戸座長】 クロサカ構成員の音が私は途切れてしまったんですけれども、クロサカ構成員、聞こえますか。ただ、今のは来歴管理の国際的な取組についての見通しを御説明いただきたいという御趣旨の質問だったと思います。

【山野参事官】 そうですね。クロサカ先生が聞こえていなかつたら大変恐縮ですが、時間もあるかと思うので、当方が分かる範囲で回答させていただきます。

先日、この会議の場で飯田特別交渉官から御説明させていただいた広島A Iプロセスの成果文書の中で、これは国際指針、Guiding Principlesでございますが、高度なA Iシステムに関する事業者、特に開発者が色濃いところで強く関係するわけでございますが、その内容を遵守すべきであるということで取り込んでいます。その内容を今、画面に映してございます。

12項目ございますが、その中の7番目が、まさにクロサカ先生がおっしゃられた電子透かし等と来歴管理、それからコンテンツ認証のメカニズムを開発し、導入していくことに努めていくところで、広島A Iプロセスの成果文書の中に入っているものでございます。それを踏まえ、日本語訳版を、今回ガイドラインの中でも先進的なA Iシステム開発に当たってはこういったものを遵守してください、ということで掲げています。

その上でですが、これはG7の中で合意した文書であり、もう年が変わりましたが、広島A Iプロセスはこれからまだ続いていきます。さらにアウトリーチをグローバルに広げて

いくという流れもございますので、そういった中で、関係各国と連携したプロジェクトとい
いますか、取組をさらに進めていくというのが、今後の流れになろうかと考えてございます。

その際、様々な国際連携の場があろうかと思います。G 7のようなメンバーの場もしかり、
O E C Dのような場もしかり、また、アカデミアの皆様と産業界の皆様と一緒にプロジェクトを進めるという意味では、G P A I のプロジェクトもございます。これは幸いにも補正予
算のほうで東京センターの準備も進みますので、そういった様々な連携する場、しかも、連
携というのは各国のみならず、アカデミア、産業界の皆様とか、クロサカさんの御指摘も、
まさにそういう政府のみならず、関係者全体で進めていくというところかと思いますので、
そういったステークホルダーが集まるような何か実証プロジェクトの場というものも、G
P A I 含め、いろいろ出ておりますので、また日本にもそういったセンターもできますので、
そういったところも活用しながら、国際的に足並みをそろえてやっていくべきものかとは
思ってございます。

まだ具体的な検討はこれからという認識でございますが、そういった流れになるのかな
と考えてございます。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。基本的に、広島A I プロセスの中でも、
今年の議長国であるイタリアにバトンを渡すことと、あとG P A I のお話が指摘されたか
と思いますので、その辺りを留意しながら、私も何らか貢献できればと思っております。あ
りがとうございます。

【山野参事官】 ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これは日本のA I 戦略、A I 政策にとって、非常
に貴重な文書を今、お取りまとめいただきつつあると思っております。この場の構成員皆さん、
A I 一般について、いろいろおっしゃりたいことがあろうかと思いますけれども、本検
討会で議論しているデジタル空間の情報流通の健全性確保とA I 政策一般は非常に大きな
連動を持っているという観点から、本日は、パブコメ前でございますけれども、事業者ガイ
ドラインについて御説明いただきました。本当に忙しいところ、参事官、ありがとうございます
いました。

【山野参事官】 ありがとうございます。また引き続きよろしくお願ひします。

【宍戸座長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の2、本検討会としてのデジタル空間の情報技術の健全性確保に関する基
本的な考え方についての議論に移らせていただきたいと思います。前回に引き続きまして、

今回は、石井構成員、それから山本構成員から、それぞれ御発表いただきたいと考えております。

まず、資料6-2-1でございます。石井構成員から御発表をよろしくお願ひいたします。

【石井構成員】 私からは、「偽・誤情報とプライバシー・個人情報保護」というタイトルで御報告申し上げます。本日は、個人の意思決定の自由に関するプライバシー・個人情報保護の問題、そしてこの検討会で今後進めるべき方向性についての御説明を差し上げたいと思っております。

プライバシーがどのような行為によって侵害されるかをお示ししたスライドが、こちらになります。ちなみに、スライドを御用意する段階で最終的にスライドの前後を入れ替えてしまった関係で、出典の順番がおかしくなっていた、出版年のミスがあつたりしますので、こちらについては事後的に修正させていただきたいと思います。

上のほうのプロッサーの4類型ですが、こちらは1960年に公表された論文に基づくものでして、不法行為法による裁判例から整理された分類になります。歴史的な観点からもよく知られている類型です。4類型の詳細は省きたいと思いますが、この時期に言われていたこととしましては、プライバシー侵害の4類型が別個のものであること、異なる要素に基づくこと、そしてそれぞれの類型には共通点、そして相違点があること、が指摘されていました。

全体に通じる考え方としましては、プライバシー権は一身専属的な権利であって、譲渡することはできないこと、亡くなった方には権利が認められること、個人にのみ認められる権利であること、これは法人には認められないという文脈で、個人のみ認められると、そのような権利であることが説明されています。

下のほうの類型は、ジョージワシントン大学ロースクールのダニエル・ソロブ教授による分類です。こちらも非常に有名な分類でして、2010年ではなくて2008年に最初に出版された御著書になりますが、この御著書は日本語でも翻訳されて出版されております。ソロブ教授は、より多元的な観点から、大きく分けると4つの分類でプライバシーを定義しています。

ポイントとしましては、大きく包み込むような包括的な権利としてのプライバシーの類型ではなく、相互に関連する様々な問題をボトムアップ形式で論じていいというところが重要な点かと思いました。これらの類型の中で、④の侵襲のうち、特に意思決定への介入という部分が今回の検討に関わるものと考えております。

侵襲という類型の説明部分を、出版されている翻訳から抜粋いたしました。この類型の特徴に関しましては、侵襲というのは個人から離れていく活動ではなく、個人へと向かってくる活動であること、必ずしも情報に関わるとは限らないということ、中でも意思決定への介入は、データ主体自身に関わるプライベートな事柄についての意思決定に立ち入ることを意味すると、こういう説明がなされています。

こちらの本の中で、意思決定への介入というのは、個人の生活におけるある種の事柄について、本人が意思決定することに対し政府が介入してくる、そのことからの保護という文脈で論じられているのですが、現在の状況に引き直して考えたとしても、個人が自由に行うことのできる意思決定が、ほかからの介入でゆがんでしまうことに対して、保護すべき利益として捉えることはできるのではないかと考えられます。

ソロブ教授の類型モデルはこのような形で説明されておりまして、赤枠で囲った侵襲のカテゴリーのうち、意思決定への介入部分が今回の御説明に関わる部分になってきます。

ソロブ教授には別の御著書がありまして、こちらは2011年に出版されたものになります。こちらも翻訳本が出版されています。ご著書から2か所ほど抜粋してきたのですが、上のほうを御覧いただければと思います。真ん中辺りから、プライバシー問題は異なる行為者による一連の小さな行為を通じて長い時間をかけて生じるある種の環境に対する害悪に類似するという、この部分。そして下のほう、赤字の部分を御覧いただければと思いますが、プライバシーはしばしば時間をかけて侵食され、ほとんど感知できないうちに少しづつ溶けていき、どれぐらいそれが失われたかは最後になってようやく分かると。このような記述があります。

こちらの抜粋部分は政府の監視との文脈から出てきているものではあるのですが、プライバシーが侵食される過程が環境被害に類するものということ、プライバシーが時間をかけて侵食されて、気づかないうちに失われていくものだという指摘、こちらは、偽・誤情報に侵食されて意思決定の自由を奪われるという文脈においても共通性を見いだすことができるのではないかと考えております。

こちらは、プライバシーという価値の捉え方につきまして、ソロブ教授が論じられた一説になります。ここでは、個人を保護するという価値が社会的なものであるという主張をなさっています。プライバシーは社会と緊張関係のある権利ではないこと、むしろ社会に内在する価値、そして社会の構成要素であると述べられている点が重要かと思います。

その背景にどういう状況があったかといいますと、個人の権利と社会の利益を天秤にか

けた場合に、個人の権利が社会の利益に劣後してしまう、結果として保護されないという弊害がある、これが背景にあります。そのようなことから、プライバシーに対立する利益との衡量を行うときは、どちらも社会的な価値であると説明されています。利益衡量の天秤に乗せる権利利益の片方がプライバシーであったとしても、それも社会的な価値なのだというように主張されています。

そして、個人の権利の侵害が生じたときには、それは社会全員に影響を与えるものであつて、法が個人を保護することは、個人的な理由だけでなく、社会的な理由でそのようにするのだという点、こちらも情報の健全性を考える上で重要な視点であろうかと思います。

話は変わりますが、人の判断がゆがむリスクのある実務として、特に消費者保護の領域ではダークパターンの議論があります。日本でも少しずつ議論が進みつつあると承知しております。ダークパターンは欺瞞的なパターンとも言われますが、ユーザーインターフェースの専門家であるハリー・ブリグナル氏が提唱されたことでよく知られている概念かと思います。国際的にもO E C Dが調査レポートを出されていましたり、F T Cが執行例を紹介されていましたり、G D P R関係の欧州データ保護会議がS N S関係の指針をされていましたり、また、シカゴ大学が研究業績を公表されていましたりということで、海外では非常に活発に議論されています。地域によっては立法措置も講じられているところあります。

ダークパターンは様々な文書で定義されているところではありますが、例えば何かを購入させたり申し込ませるなど、本人が意図しない事柄を行わせるために用いられるウェブサイト及びアプリの仕掛け、ないしは、ユーザーの嗜好もしくは期待に沿わない行動をとるように操作するユーザーインターフェースなどと説明されています。具体的には、情報隠し、事前の選択をしているパターン、偽装公告、キャンセル困難性、また、プライバシーの領域ですと、クッキーの同意の文脈でもダークパターンが議論に上がることがあります。

ダークパターンには様々な被害がありますが、ここでは4点ほど挙げておきました。まず、1点目、消費者が自由で十分な情報に基づいた選択を行う能力が妨げられることによって、消費者の自律性が損なわれること、すなわち、意思決定または選択を蝕んだり害されたりすることが、ダークパターンの決定的な特徴として挙げられるという点です。これが1点目です。2点目が、民主主義、表現の自由への脅威など、消費者の領域を超えた集団的損害が生じる可能性があること。3点目、消費者がダークパターンに気づきにくい、操作されていることに気づきにくいという問題があること。4点目、脆弱な消費者、高齢者や児童、教育水準の低い者、O E C Dのペーパーなど記載がありましたが、脆弱な消費者、誘導されやすい

人をいかに保護するか。このような観点が、様々な弊害から導かれる検討すべき点に挙げられるかなと思っています。

今までの御説明内容を一旦まとめたスライドです。プライバシーは気づいたときには既に侵されてしまっていること、プライバシー侵害の類型には、侵襲のうちの一類型ですが、意思決定への介入が含まれること、意思決定に介入する行為については、被害者が侵害に気づきにくいこと、1人の権利の侵害が集積することによって社会全体への影響が生じるのではないかということで、こうしたことが様々な議論からの示唆として得られるかと思います。

そのことから、個人の認知領域の保護と個人情報・プライバシー保護の間には共通性を見いだすことができるのではないか。偽・誤情報自体に個人情報が含まれるとは限らないのですが、個人の判断をゆがめる行為をプライバシー侵害と捉えると、それによる社会の弊害をプライバシー侵害の側面からも捉えることができるのではないか。本人は偽・誤情報にさらされていることに気づきにくく、ゆがんだ判断が集積することによって、環境汚染に類する被害が情報環境においても生じるのではないかと。このように考えることができるだらうと思います。

次は、こうした問題に対する対策の方向性について、思うところに触れたいと思います。何かしら問題があったときには規制の議論が出てくるわけですが、手法としては、ハードロー、共同規制、ソフトローと、規制手法としては大きく3つに分けることができる、この点については共通認識になっているかと思います。

今回の偽・誤情報問題を検討する際の視点として、生貝先生からは透明性やリスク評価の重要性、森先生からは総務省のプラットフォームサービスに関する研究会の第2次取りまとめを引用されつつ、行動規範の策定・遵守の求めや、法的枠組みの導入と行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要であるといった記載、この辺りが紹介されているところであります。行動規範を策定するにせよ、法的枠組みを設けるにせよ、情報環境の健全性を維持するための社会全体としての基本法的なもの、具体的には、目的、基本理念、基本方針等を定めたものが、最低限必要になってくるのではないかと考えます。

プライバシー・個人情報保護の領域で最もよく知られている諸原則が、1980年OEC Dプライバシーガイドラインになります。こちらはミニマムスタンダードとして策定されたものでして、日本の個人情報保護法を制定するベースとなったガイドラインでもあります。

こちらに挙げております原則は、いずれも重要性は高いわけですが、コンテンツの正確性との関連で、第2原則を赤字で細かい点も含めて載せております。個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全で最新なものに保たれなければならない。これは個人データ自体に関する原則になります。

使い方の場面では、目的明確化の原則の第3原則、利用制限の原則の第4原則も非常に重要性がありますし、アカウンタビリティの原則としての第8原則、個人データの内容や利用に関する決定資格を持つ当事者がデータ管理者の定義ですけれども、データ管理者が諸原則を実施する責任を負うこと、この辺りの原則も当然に重要性は高いと言えるかと思います。

こちらは、2022年12月に採択されたO E C Dのガバメントアクセスに関する宣言を御紹介させていただいたスライドです。ガバメントアクセス自体は今回の議論の射程ではないと認識しておりますが、こちらの宣言に挙げられている諸原則、そしてその諸原則を掲げる上で背景となる問題認識、これらは検討会の機能においても非常に参考になる部分が含まれておりますので、今回御紹介させていただきました。

黄色の枠のところが諸原則の項目になります。内容は省略させていただきますが、諸原則が掲げられているということ、その背景となる認識事項として、文書は翻訳が公表されているところではありますが、一番最初のパラグラフ、我々は、民主的価値、法の支配、プライバシー及びその他の人権と自由の保護を堅持しつつ、犯罪行為及び公の秩序と国家の安全に対する脅威を防止しという説明があります。民主的価値、法の支配、プライバシー、この辺りの非常に重要な基本的な価値が共通認識として挙げられている点が重要かと思います。

下のほうは、個人情報委員会の認識事項が挙げられている部分です。法の支配等の民主主義の根幹に関わる共通の価値を体现し、信頼できるデータの越境移転に不可欠な要素としての個人情報の保護、そして、今後とも我が国はD F F Tを推進するためにこれらの取組に献身的に貢献してまいりたいと。これは個人情報保護委員会の委員の方の御発言になります。

これらの取組状況から何が言えるかといいますと、説明を忘れていた部分があるのですが、冒頭のパラグラフの認識事項、「我々は、民主的価値云々」と書いてある部分について、この認識事項を説明した少し後に、O E C Dプライバシーガイドラインへの言及があります。ガバメントアクセスに関する宣言がO E C Dプライバシーガイドラインをどのように捉えているかといいますと、官民間わず、個人データ保護のための基本的な共通の基準を提

供し、民主的価値、法の支配、プライバシーその他の人権と自由の保護を堅持するという説明がありまして、この基本的価値を体現するのがO E C Dプライバシーガイドラインであるという位置づけである、そのような説明がなされています。

何を申し上げたいかといいますと、繰り返しになりますが、民主的価値、法の支配、プライバシーその他の人権というように、ある問題に対して共通の価値をお互いに確認し、それを実現するための諸原則をうたうという手法が参考になるのではないかという点です。偽・誤情報はプライバシーにも関わりますが、民主的価値その他の基本的価値にも弊害をもたらすものになりますので、このような他の論点に関する議論から示唆を得られることもあるかと思いました。

ここで本検討会における主な検討事項の確認を挙げさせていただいております。①から④までありますが、③の今後の対応に当たっての基本的な考え方に関する御説明を、本日は差し上げているところであります。

今度は個人情報保護法の話になりますが、法令を見てみると、個人情報保護法には第1章から第3章までの基本法と言われる部分がありまして、その中に、目的、基本理念、基本方針等の定めが置かれています。基本理念に関しては、第3条という条文の中に、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないとうたわれています。

この基本理念に関して、個人情報保護法に基づいて政府が定める基本方針があります。その中で、基本理念についての考え方方が説明されている部分があります。基本方針は政府が行うことになっておりまして、2004年に最初に閣議決定された後、改定を重ねて今日に至っております。こちらは個人情報保護委員会のウェブサイト上で公表されている基本方針からの抜粋になります。法第3条の基本理念では、個人情報がプライバシーを個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示したものであると説明されています。

基本理念の続きになりますが、法の基本理念と制度の考え方という項目のところで挙げられている原則がありまして、それがこちらに掲げている5つの項目になります。この検討会の議論との関わりで申し上げますと、データガバナンス体制の構築の部分かと思います。透明性と信頼性の確保の重要性。各主体においてP I Aを実施すること。P I Aについては、個人情報保護評価とかプライバシー影響評価というものになると。この手法を用いることなどのデータガバナンス体制を構築することが重要であると述べられていることを御紹介

させていただければと思いました。

もう1点、基本方針の中には、個人情報等をめぐる状況として、プロファイリングへの言及があります。ここでは、個人の行動、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等に関する高精度な推定、それをプロファイリングと呼んでいます。さらには、大量の個人情報等を取り扱う民間事業者等の出現等が認められるところであり、ひとたび個人情報等の不適正な利用等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっているという認識事項が示されています。

個人情報保護法の中にはプロファイリングという文言を使って直接規定した条文はありませんが、利用目的の特定の部分では、Q&Aに解説が用意されています。矢羽のところを御覧いただければと思いますが、また、一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要がありますという記載があります。例えば、プロファイリングといった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合。プロファイリングについては、Q&Aではこのように説明されています。

分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提としてかかる分析処理を行うことを含めて利用目的を特定する必要があります。以下のような事例については具体的に利用目的を特定しなさいとなっておりまして、事例の1と2が挙げられています。ウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、本人の趣味・嗜好に応じた広告を配信する。行動履歴等の情報を分析して信用スコアを算出して、第三者へ提供するといったケースが挙げられているところです。

もう一つは、個人情報の不適正利用の禁止に関する条文についても触れたいと思います。個人情報保護法のガイドラインの示す事例の中には、差別的取扱いのために個人情報を利用する場合が挙げられていて、こちらもプロファイリングに関わる事例であろうと言えるかと思います。個人情報保護法第19条、個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないとなっています。この違法又は不当な行為の解釈ですが、個人情報保護法その他の法令に違反する行為、及び、直ちに違法とは言えないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反すると社会通念上適正とは認められない行為と解釈されておりまして、ある程度の幅のある解釈が可能であると考えております。

この検討会の中でも、ケンブリッジアナリティカ事件の御紹介があったかと思いますが、

あの例は、社会を分断させるリスクをもたらす個人データの悪用を行った典型例であると言えるかと思います。こうしたデータの取扱いが不適正利用の中に含まれるかどうかというの解釈次第というところではありますが、個人データの処理はそれだけ大きなリスクをもたらし得るのだということを、改めてここで述べておきたいと思いました。

こちらはまとめになります。今まで申し上げたことを簡単に項目として列挙したものになります。

私の御報告は以上となります。ありがとうございます。

【宍戸座長】 石井先生、ありがとうございました。それでは、ただいまの御発表につきまして御質問、御意見のある方は、チャット欄で発言希望を私にお知らせいただければと存じます。いかがでございましょうか。

それでは、少し私からと思いますけれども、石井先生、本当に簡単な質問ですけれども、このような偽情報対策等、あるいは情報流通の健全性を確保する上で、個人情報保護法が、あるいは個人情報保護委員会の監視監督権限が役に立つ部分があることも今日お話しいただいたと思うんですが、逆にここは個情法あるいは個情委の権限ではなかなか手が届きにくいので、別途の手当が、それは例えば法律上の、業法的な規制もあるのかもしれませんし、共同規制的なもの、あるいはガイドライン的なものもあるかと思うんですけれども、先生の中で、ここは個情法で手が及びにくいよなというところが、見えていらっしゃる部分でおありでしょうか。

【石井構成員】 ありがとうございます。見えているわけではないのですが、個人情報保護委員会の監督権限は、どうしても個人情報保護法に基づくものになってしまいますので、個人情報等の取扱いとの関係で不適正な利用がなされているとか、個人情報保護法に何か引っかかるものがあれば、個人情報保護委員会が執行をかけることは可能になってくるわけですけれども、今日お話しした内容は、もう少し認知領域に関わるような内容になっています。

ダークパターンについても、どこまで個人情報保護委員会が関わることができるのかというの、まだ十分な議論が蓄積されていない部分であると思います。クッキー規制との絡みもありますので、認知領域の話になると、性質上はプライバシーの議論のほうが関わってくるのではないかと思います。その点で申し上げると、個情法だけだと足りない部分が多いといいますか、認知領域の保護のあり方を、別の観点から議論したほうがいいとは思います。

きちんとした答えになっているかどうか分かりませんが。

【宍戸座長】 いや、とんでもないです。プライバシーであったり、あるいは内心の自由であったり、人格権であったり、いろいろ総動員しながら考えていく必要があるんだなということを改めて思いました。ありがとうございます。

それでは、お待たせしました、森構成員、お願ひします。

【森構成員】 ありがとうございます。御質問というよりも、伺った感想ですけれども、これはこの検討会にとっては非常に重要な御指摘をいただいたのだなとしみじみ思います。特にこの2番目、個人の判断をゆがめる行為をプライバシー侵害として抑えるべきというのは、なるほど、この文脈ではそうだなと伺っていて思いました。

8ページにこのことをお書きいただいていると思うんですけども、8ページの下の囲みのところの2ポツですけれども、偽情報自体には個人情報が含まれるとは限らないものの、個人の判断をゆがめる行為をプライバシー侵害と捉え、それによる社会の弊害をプライバシー侵害の側面から捉えることができるのではないかということは、これは本当に、なるほど、そうであれば、偽情報の発出、これはマスに対して発出することが原則的な形態ですけれども、それをプライバシー侵害と捉えられるのではないかというお話だなと思いました。

3ページに侵襲のことを書いていただいていると、これはなかなか日本では侵襲がプライバシー侵害というのは分からぬ、あまりピンと来ない、私がピンと来ていないだけかもしれないですけれども、典型的には中絶禁止法だと思いますけれども、このように個人に向かってくる活動で、必ずしも情報に関わっているとは限らないということですので、どうしてそういうマスに対する制約がプライバシー侵害になるのかなとはかねがね思っていた、アメリカではプライバシー侵害だとされていますので、どうしてそななのかなと思っていましたすけれども、意思決定へのよろしくない介入ということそのものを捉えてプライバシー侵害だと言っているということであれば、それは本当に石井先生のおっしゃるとおりで、偽情報にもそういう面があるわけで、偽情報の送信といいますか、データベースを使って脆弱性を暴き出して、この人にということであれば、それはデータベースを使っているからプライバシー侵害だと思いますけれども、そうではない、マスに対する偽情報の発出というものもプライバシー侵害として捉えることが可能なのだなと思って、感心して伺っておりました。ありがとうございます。

【石井構成員】 ありがとうございます。私の説明を補足する形でコメントをいただきま

して、ありがとうございました。侵襲というのは細かく分けると2つのカテゴリーがありますして、侵入、昔から言われている私生活の領域に入ってくる行為も、当初からプライバシー侵害として議論されているのもあり、かつ意思決定への介入については、先生おっしゃったように、性的な意思決定の自由との関わりでソロプ先生も御著書では論じられています。個人が自由に意思決定を行う前提としては、適切な情報が入ってくることが必要であって、適切に行う意思決定のプロセスがどこかでゆがめられたときには、個人の保護の部分はプライバシーの一領域として捉えることができるのではないかというの歴史的な議論からも引いてくることができるかもしれないなどと思ながら、感想を伺っておりました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、この後、水谷構成員と田中構成員まで議論をさせてください。

それでは、まず、水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 石井先生、ありがとうございました。私はプライバシーに関しては不勉強なところも多くありますので、先生の御発表を聞いて非常に勉強になりました。特に、まとめの部分の3番目を非常に興味深く伺っていたんですけども、環境汚染的になっていくという、その被害への対応をどうするかという観点はやはり重要だと思いました。私自身も偽情報対策に関して情報空間を環境と捉える、言い換えれば環境政策とのアナロジーで捉えられないかということを何となく考えたことあるんですけども、一方で、難しいなと思ったのはアセスメントについてです。つまり環境にどれだけ影響を与えていたかという影響評価が、こうした政策ではまず必要になってくると思うのですが、通常の環境、つまり我々が今住んでいるこの現実空間の環境と情報空間の環境汚染を同じようにアセスメントできるのだろうかという疑問が自分の中にありますて、石井先生のほうでもし何か御知見があれば、教えていただきたいなと思いました。私からは以上です。

【石井構成員】 ありがとうございます。私自身が何か特別な知見があるわけではないのですが、確かにおっしゃるように、環境への影響評価というのは、外的に現れているものはどう評価するかという指標があるものですよね。それに対して、プライバシーが侵食されていく情報環境の汚染というのは、見えないというところが難しさとして現れているかと思います。ダークパターンも同様でして、消費者は気づけば怒るのですが、気づかないというのが大きな問題としてあります。偽・誤情報の関係ですと、出ている情報が信頼できるのかどうかを評価する仕組みの重要性が、より高まってくるのかなと思います。消費者ないしは

個人に対して見える形になってこないと、情報環境が汚染されているのかどうかすら分からないので、それをいかに実現していくかにかかっているかなとは感じました。ありがとうございます。

またきちんとした答えになっておらず、申し訳ありませんが。

【水谷構成員】 とんでもありません。大変勉強になりました、ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、田中構成員、お願いします。

【田中構成員】 田中です。貴重な御講演、どうもありがとうございました。まとめのスライドの認知領域の保護のところに関する御質問ですけれども、チャットに貼りますけれども、最近、『Cognitive biases, dark patterns and the ‘privacy paradox’』という論文を読んだんですが、この中で、アメリカの上院議員が最近プライバシー保護に関する法案を提出したという文言がありまして、その中で認知バイアスがどのように操作され得るのかという知見に基づいた何か提案をされているという言及があったんですけども、アメリカの法律の分野では、もうこういった認知領域の保護という取組が法案レベルで取り込まれているという現状があれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【石井構成員】 日本においての議論がどうなっているかという御質問ですか。

【田中構成員】 まずはアメリカで、もし日本にも御教授いただければ幸いです。

【石井構成員】 田中先生、ありがとうございます。この辺りがどうなっているかということを私自身が詳細に把握しているわけではないですか、アメリカでは欺瞞的な実務に対して法執行をかけるというルールがあります。連邦取引委員会法という法律の第5条という条文に基づいて、欺瞞的な実務に対して法執行をかけると。これはFTCのダークパターンに関するレポートで紹介されているところがあります。それから、ダークパターンについては、カリフォルニア州の法令が有効な同意を構成しないと規定していたりとか、それから、EUのデジタルサービス法の中にもルールがあると。

私の承知しているのはその範囲ではありますか、アメリカの法令のプライバシー保護の欺瞞的な実務についてはFTC法5条が適用されていますので、結果として事業者が宣言したことと違う実務を行っていれば、かなり幅広くFTC法5条が適用される。ダークパターンもそうですし、それ以外のプライバシー侵害実務についても、現状、FTC法がかなり効果を発揮している面はあるかと思います。

私が把握しているのは、今のところこれぐらいになりますが。

【田中構成員】 どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。大変刺激的な御報告で、いろいろお伺いしたいところもございますが、本日は時間の関係で、ひとまずここまでとさせていただきます。石井先生、ありがとうございました。

【石井構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、続きまして、資料6-2-2に基づき、山本構成員から御発表をお願いいたします。

【山本座長代理】 よろしくお願ひいたします。私は、何か総論的なというお話をしたので、この目次の下のほうが0となっているところは3.0ですが、健全な情報空間の実現に向けた基本的な方向性、特に健全な情報空間とはそもそも何なのか、どういう条件が満たされたときに、こういった空間が実現していると言えるのかということについて、2.1から2.6まで、これは限定例挙ではなくて例示ですけれども、挙げさせていただいたということ。それから、この実現に向けては、次にお話しするように、特効薬がないので、様々なステークホルダーがそれぞれの役割を果たしていかなければいけないんじゃないかなと感じていると。そんなような話をさせていただければと思います。

はじめにですけれども、問題意識といたしましては、これまでこの検討会の中で議論があったところだと思いますが、健全性を脅かしている構造的要因、この一つが、これが全てではないかも知れませんが、構造的要因の一つがアテンションエコノミーだろうと思ってますので、ここを何とか揺さぶっていかないといけないのではないかと感じていると。

米印にあるように、この検討会の第1回目に私が提出させていただいた資料でも、結局、アテンションエコノミーという構造を無視して、個別の現象だけをたたいていくということになると、それはモグラたたきであって、結局その土壤ないし、水谷さんからもありましたように、環境を改善しない限り、モグラは次々出てくるということだと思います。これはもう事例として、これもいろいろなまだ検証が必要だろうと思いますが、能登半島地震の偽情報等の拡散も、Xの広告収入の仕組みと連動しているのではないかという指摘も多数見られるところだということです。

こういった構造によって、私もいろいろなところで申し上げているんですけども、思想と思想、あるいは情報と情報とか、そのクオリティーとか説得力をめぐって競い合うような、思想の自由市場などと憲法学では言ってきましたけれども、こういった思想の競争、あるいは説得力をめぐる争い、あるいは信頼性をめぐる争いから、どれだけユーザーの認知システムのようなところにトリガーをかけて、刺激をしてアテンションを得るか、反射を得るかと

いう、「刺激の競争」という空間に変わってきたているように思います。

先ほど申し上げたとおり、この構造を変革して健全な情報空間を実現するには、総合的な戦略性を持って、マルチステークホルダーで対応していくことが必要ではないかということは、以下、私が東大の鳥海先生やなんかとプラ研でも報告をさせていただきましたけれども、情報的健康に関する提言を出させていただいているだけでも、これに基づいてお話をさせていただきます。と申しましても、一部私の私見を交えていますので、提言そのものではありませんけれども、少し考え方をお伝えできればと思っています。

まず、健全な情報空間の実現に向けた基本的方向性、あるいは健全な情報空間が成立する条件の一つとして、私は情報的健康、インフォメーションあるいはインフォメーショナルヘルスの実現を挙げさせていただければと思います。問題状況といたしましては、情報の偏食、フィルターバブル等々で情報の偏食が起きているのではないか、あるいは、摂取する情報やコンテンツの安全性や信頼性に関するメタ情報のようなものが不足しているのではないか。つまり、我々はどんな情報ないしコンテンツを食べさせられているのかがよく分からない。例えばそれが生成AIによってつくられた情報なのか、人間によってつくられたのか、人間によってつくられていると言っても、取材に基づいてしっかりとファクトをチェックしてつくられた情報なのか、そうでないのかといったようなことが、なかなか判断しづらい状況なのではないかということを、一つ、問題状況として挙げさせていただきます。そういう状況が偽情報等に対する「免疫」を低下させているのではないか、偽情報等に対する脆弱性をつくっているところがあるのではないかということあります。

最近でも、伝統的で、ある種信頼されているメディアのロゴを悪用して誤情報等を発信しているところが見受けられるわけで、これは我々としては、そのマスメディアが発信者だと思っているわけですけれども、実はそうではないと。それなりに安全なものを食べていると思っても、実はそうでないということがあり得るということにもなるわけです。情報的健康の重要性としては、様々な情報をバランスよく摂取したり、自らが摂取する情報コンテンツの真正性や安全性等について意識することで偽情報等への免疫を獲得して、各人が考えているウエルビーイングなりを追求できている状態。これは私自身の暫定的定義であります。

この情報的健康を実現するための条件としては、多様な情報が流通していること、多様な情報を自律的・主体的に摂取できる環境が確保されていること。それから、免疫の獲得と申し上げましたけれども、これは田中構成員の説明資料の中でも、免疫という言葉は使われておりませんでしたけれども、事前に誤情報に対しての耐性を築くことの重要性が指摘され

ています。心理的な予防接種という、何というか、ある種「ヘルス」と関連した言葉が使われていたことが非常に印象的だったわけですけれども、こういった心理学等の知見を踏まえたリテラシー。認知的介入には認知的対抗と書いていますけれども、ある種ヒューリスティックなレベルで抵抗していくことが今後は必要になってくるんだろうと思います。ですから、こういった心理的な耐性をつくっておく、あるいは免疫をつくっておくことも重要なってくるのではないかということ。

それから、これはオリジネータープロファイルやリコメンダーシステムの透明性にも絡んでいますけれども、我々がどんな情報摂取環境にいるのか、あるいはどんな情報を摂取しているのかということについてのメタ情報が表示される、これは透明性と関連していますけれども、これも情報的健康を実現していく上では重要なのではないか。食品表示法の例を挙げました。食とのアナロジーが続いていて大変恐縮ですけれども、食品表示法の1条というのは、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的・合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み云々と。この「食品」を「情報コンテンツ」に言い換えると、まさにこういうことになるのかなと。情報コンテンツに関する表示が、情報コンテンツを摂取する際の安全性の確保、自主的かつ合理的な情報選択の機会の確保に重要な役割を果たすことになるのではないかということです。

それから、④として、偽情報等で覆い尽くされていない健全な情報環境を確保することも重要なのではないかと。先ほど水谷構成員からも、環境の問題について、なかなか難しいのではないかと御指摘がありましたけれども、確かにこれはいろいろな議論が必要だろうと思います。もう一つ申し上げておかなきやいけないのは偽情報とか誤情報が全くなくなる世界が果たして健全なのかということについても、問題が指摘できるところかなと思います。ですので、適度に汚れていることがむしろヘルシーだということかとも思います。

次に、情報的健康を価値とした市場を確立することも、今後重要になってくるのではないかと。ドローリングエコノミーという、これは私の造語ですけれども、これは要するに、よだれが出るような、そういうものを提供していく。そういうビジネスモデルは、かつての食品の市場においてもあったように思います。とにかく安くて嗜好性が高い、中毒性が高くてカロリーが高いものは、事業者にとってもワインだし、消費者にとっても、非常においしくて安くてカロリーが高いということで、ワインであろうと。ある種、両者の関係でワイン・ワインが成立していたところがあろうかと思います。消費者側としても、なかなかそこに抗えないというか、よだれが出るようなものを次から次に見せられたり提供されたりすれば、

なかなか理性を働かせてそこに抵抗していくことが非常に難しいという状況が、かつてはあったのではない。飽食の時代を迎えたときに、その辺のまだ社会意識、社会規範、ないしエチケットというものが確立していなかったということなのかなと。今、情報が飽食の時代にあって、ドローリングエコノミーと同じようなことが今現状起きているのではないか。

ところが、食べ物に関するドローリングエコノミーについては、食育等によって意識の変化があつて、夜中にカロリーが高いものを食べたりすると、後ろめたさを我々は感じるようになった。後ろめたさを感じながらも食べているみたいなことはあるわけですけれども、後ろめたさを感じるようになっていることが重要であろうと思うわけであります。ドローリングエコノミーを巧妙に、要するにそれだけに乗っかるような、そういう食品企業等は、マーケットにおいて批判をされる傾向があるのではないか。食品企業等の責任として、消費者の健康に配慮することが出てきているということになると、こういった社会意識の変化ということから、情報的健康についても学ぶところがあるのではないかと考えているところです。

ちなみに、これは森田先生という国立国会図書館の方が書かれた論文からの引用で、当時なぜ食育基本法ができたのかということの背景として幾つか挙げておりますけれども、これも情報に置き換えると、似たようなことが今起きているのではないかということで、面白いなというところで挙げさせていただきました。

それから、情報的健康は戯言かということですけれども、こういった観念は、憲法上の知る自由とか、あるいは生存権とも関連した概念になるのではないかと。知る自由につきましては、最高裁は、各人が自由に様々な知識・情報に接し、これを摂取する機会を持つことと言っているわけですけれども、近年のアテンションエコノミーの下でのフィルターバブル等で、様々な意見等に接し、これを摂取する機会が実質的に制約されている部分があるわけでありまして、こうした様々な情報等を主体的に、あるいは自律的に摂取していく機会をもつことが重要ではないかと。このことは、憲法上の知る自由とも密接に関連しているのではないかということ。

それから、生存権、これは言い過ぎなところもあるかもしれませんけれども、憲法25条は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障しています。我々はシステム1を、あるいは潜在的な認知システムを含めて、そういうシステムに常にトリガーをかけられていて、反射的なクリックをさせられているような状況があるわけですが、それが果たして文化的なのかどうかということについても考えていかなければいけないわけで、こういった健

康で文化的な生活を営めているのかという問題も、情報的健康と関連しているように思います。

それから、健全な情報空間の条件として、これは石井先生の先ほどのプレゼン内容と極めて強くリンクしていますけれども、私自身も、個人データの保護、あるいはニューロセキュリティー、認知過程の自由が保護されていることが、健全な情報空間の前提条件になってくるだろうと思います。個人データの保護というのは、認知的な介入は風上で統制することにつながるわけでありまして、プロファイリング等の透明性とか、プロファイリングについてのリスク評価等をしていくことが、健全な情報公開のために実は重要であるということ。それから、認知の自由、認知の保護も重要であろうと考えています。

アメリカでも、有名なデューク大学のファラハニーが、cognitive libertyということを言っていて、その中の一つがメンタルプライバシーで、一定の内心作用に対する干渉を拒絶する権利と位置づけているわけですけれども、日本でも近年、小久保さんがこういった研究をされているということです。

ただ、ここも重要な論点としては、我々は常に真空の状態の中でアトミックに意思決定をしているわけではなくて、常に外部から様々な認知システムへの干渉を受けていることになるわけでありまして、どういう干渉がよくない干渉なのかということの線引きは極めて難しいんだろうと思います。この辺りは、後で議論があれば、私自身も現状の考え方についてお話をさせていただこうと思いますが、ここはしっかり議論していかないと、全てがニューロセキュリティー、認知の自由の侵害の問題になってしまふということかなと思います。こういった認知過程の自由とかニューロセキュリティーについては、正面から議論されていないようにも思われますけれども、EUのAI法では、潜在意識の誘導等が受容できないリスクに分類されることからも、世界的に議論され得る、そういう論点ではないかと思っています。

それから、3番目としては、自由で闊達な人格的・対話的コミュニケーションの確保が、健全な情報空間の前提になるのではないかということです。これは『Facebook papers』でも、怒りとか憎悪はエンゲージメントを高めるということが言われているわけですけれども、アテンションエコノミーの下では、結局他者の人格や民主主義そのものを否定するような、そういう刺激的で攻撃的な表現が増加していくことになる。人格権侵害が常態化して、中庸で対話的なコミュニケーションを行う者の心理的安全性も低下していく。つまり、こういうことを言ってしまう、特に中庸な発言をしてしまうと炎上するんじゃないかということ

とになると、それを差し控えてしまうという問題があると思います。自由で闊達な人格的・対話的コミュニケーションが確保される空間をつくっていく必要があるのではないかということあります。

それから、公正性については、これは経済的な観点がありますので、差し当たり、ここでは省略をさせていただこうと思います。

それから、健全性の前提としては、包摂性というものがあるんじゃないということあります。幾つかここで挙げさせていただきましたけれども、ヘイトスピーチなどによって少數派が排除されること、それから、先ほどもお話をしたとおり、誹謗中傷等のリスクから、あるいは炎上のリスクから、表現者の情報発信する心理的安全性も低下すると、例えば中庸の考え方を持っている人が、そういった情報空間から排除されるという問題があるだろうと思います。

あるいは、もうちょっと、「++」と書いてあるところですけれども、フィルターバブルによって、災害情報等の基本情報を取得できない者が現れてしまう。例えばメタバース空間に没入していると、選挙が起きているかどうかも分からぬ。これもある種、排除の問題になってくると思いますし、情報格差やデバイス格差によって排除されることも、健全な情報空間の前提を欠くことになるのかなと思います。

それから、民主主義の維持・促進ということを常に理念として掲げておくことも、健全な情報空間のためには重要なのではないかということあります。そのためには信頼可能な情報に基づく対話的コミュニケーションが確保されることが必要であり、当然そのベースラインとなる信頼可能な情報がしっかりと流通していないといけないということになるんだろうと思います。

基本的な方向性としては、メディアの持続可能性、特にローカルのテレビ局とか新聞各社持続可能性が重要になってくるだろうと思いますし、基本情報の作成・流通、それから信頼可能な情報をプロミネントなものにしていくこと、特に放送コンテンツ等のプロミネンスも、そういう意味では重要になってくるのかなと考えているところであります。

それから、あまり時間が残されていませんけれども、関連するステークホルダーを幾つか挙げさせていただいて、どういった方向での議論が必要なのかについて、私なりの考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、一つはプラットフォーム事業者で、プラットフォーム事業者が民主主義というものに対してどれぐらい責任を持つべきなのかということは、これはプラットフォームがどう

いう存在なのかということ、例えば放送事業者であれば、かつては電波の有限性とか社会的影響力から、特別の規律が課せられるという考え方がありましたけれども、プラットフォームに民主主義という公共的な責務を課すといったときに、なぜそれが可能なのかということについても考えていく必要があるんだろうと。差し当たり、現状、情報空間のゲートキーパーに実質的になっていること。情報空間の門番。我々はプラットフォームを通じて情報コンテンツを攝取している。そういうインフラ性とかというところに、一つポイントが置かれるのかもしれないなと思っています。こういった健全な民主主義の発展への貢献を、プラットフォーム企業もまた果たしていく必要があるのではないかということを挙げさせていただきます。ほかにも幾つか挙げました。

それから、マスメディアの役割も非常に重要になってくるだろうと思います。これは判例を一つ挙げましたけれども、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものだと述べているように、民主主義社会における重要な判断資料、基本情報を提供するという役割は、極めて重要だろうと思います。

それから、アテンションエコノミーから自律した情報空間を提供することも、マスメディアの一つの役割になってくるのかなと思っています。アテンションエコノミーとの距離。当然アテンションを得ることは必要だし、それ自体は悪いことではないわけですから、これとの距離を図りつつ、先ほど申し上げたような情報的健康に対する自社のスタンスを検討していくことが重要になってくるのではないかということです。

それから、A Iについても、生成A Iについては、これは確率の世界だというのはもう御承知のとおりで、もっともらしい文章を回答するわけですけれども、真実究明を目的とする報道は、それっぽいとかもっともらしいということが最大の敵でして、報道というのは、「何とかっぽい」ということを、いかに批判的に捉えて真実を追及できるか、ファクトを追求できるかということですので、生成A Iを使うか使わないか、特にコンテンツ作成の段階で使うかどうかというのは非常に重要なポイントになってくるんだろうと思います。また、その利用の仕方について対外的に公表していくことも重要だろうと。

あと、マスメディアの役割として、プラットフォーム監視というのも、今後健全な情報空間をつくっていく上で、マスメディアの重要な役割になってくるのではないかということがございます。健康というのは、ファシズム、全体主義と関連する、リスクのある概念ですから、政府が情報的健康に向けて直接的に関わっていくことについては懸念が示されな

ければいけません。ですから、側面支援が重要だらうと思います。リテラシー教育等々ですけれども、消費者団体等の支援、あるいは国際連携。情報的健康という考えは非常にオリジナリティーがあるのではないかと私自身は思っていますけれども、例えばこういう、まだあまり世界的に何となくみんな思っているけれども言語化できていないことを我々は言っているので、こういうことを一つ売りにして、国際的に議論をリードしていくことも、一つ役割としてあるのかなと思っているところです。

ほかにもいろいろということですけれども、あとはその他のステークホルダーとして様々挙げさせていただきましたが、広告ネットワークについては、健全な情報空間をつくっていく上で、広告主あるいは広告代理店事業者の役割も重要なになってくるのではないかと思っています。現状ここに書いてあるとおり、コンテンツはPV数やインプレッションなどの指標を基に評価される傾向があって、これは全てがそうだとは言いませんけれども、そういう傾向があると。となると、それがアテンションエコノミーを加速させていることに当然なるわけでありますし、多角的な指標を導入していくとか、あるいは、これはプラ研におけるプレゼンでも申し上げたとおり、アドベリフィケーションというものを導入する、あるいは広告主と代理店間の対話的コミュニケーションも非常に重要なになってくると思います。

広告の内容についても、クリエーターがある程度主体性を持てるような仕組みづくりが重要なになるのではないかということも論点としてはあります。広告クリエーターの表現ですね。今後は広告のネットワークについても検討の余地がある。広告ビジネスのエコシステムが変わることによって、健全な情報空間がつくられるという関係にもなるのかなと思っています。

時間が、20分をオーバーしましたけれども、非常に駆け足で大変恐縮ですけれども、結局インプレッションやバズりというものを市場価値とする文化、アテンションエコノミーとドローリングエコノミーと書きましたけれども、これが一つのカルチャーになってしまっているところがあつて、当然インプレッションをとるとかバズるということは、それ自体は悪いことではないかもしれませんけれども、先ほど申し上げたような、情報的健康を新たな価値としたカルチャーをつくっていくこと、それによって、ビジネス構造の転換、それからマーケット、今、現状、例えば食品市場におきましても、我々の健康を無視できないような、そういう食品の市場がつくられていると思われますので、情報空間についても、そういったものに配慮している企業がマーケットにおいてもポジティブな評価を受ける。他方、それに全く無視してアテンションのみを狙う企業がマーケットにおいて批判されるような、

これは透明性が前提になると思いますけれども、こういった空間をつくっていくことが重要なのではないかと考えております。

大変駆け足で恐縮ですけれども、以上で私たちのお話は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 山本先生、大変密度の濃い御報告をありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表について、御質問、御意見がある方は、チャット欄でお知らせをいただきたいと思います。

後藤構成員、お願いいいたします。

【後藤構成員】 情報セキュリティ大学院大学の後藤でございます。大変勉強になりました、うなずきながら拝聴しておりました。特に私が良いなと思ったところは、正常な環境はかえって不健全、適度に汚れているぐらいがヘルシーなんじゃないですかという感覚です。実際きれい事だけでは世の中済まないので、いろいろなステークホルダーが調整し合って進めていくしかない。時にはけんかはするけれども、時には仲良くなるという形で進めるしかないという、いい感覚だと思いました。

後半で、様々なステークホルダーに期待する役割を明確にしていくべきだということで御提言いただいたわけでございますが、私は、この委員会を永久に続けるわけにいかないと思いますので、それを継続するための何か仕組みが必要と思います。何か別の形でもいろいろな仕組みを考えなければいけないんじゃないかな。多分、各ステークホルダー自身も進化していったり変化していったりするし、メンバーも変わっていくと思うんです。そういう中で、全体を見て、相互の役割を、何か調整していきながら長く継続していく、文化かもしれませんけれども、それを継続させていくということに関して、考え方なり、先生のお考え、アイデアがございましたら、御教授いただきたいと思いました。

【山本座長代理】 ありがとうございます。この辺りは制度論的な問題になってくるのかなと思っています。これは特に放送とか通信の融合問題でよく言われるところで、結局、これまで情報の流し方によって例えば行政の管轄も変わってくるところがあって、そのある種の縦割り感は否めなかったのではないかと思っています。

ただ、現状においてはプラットフォームの影響力が非常に強くなって、情報空間もある意味、地続きな状態になってきているところで、省庁間とか、省の中の例えばセクションもそうかもしませんが、これらの連携・協力が非常に重要になってくるのだろうと思います。ステークホルダー間の調整も必要になってくるでしょうし、こういったことを議論できる

場をつくっていくことが、差し当たり重要なのかなと思っています。もちろんそれぞれのステークホルダーの自律性なりということはとても重要だと思いますので、それを重視しつつ、その調整、コーディネートを図っていく場が必要なのかなと思っております。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。既に、クロサカ、生貝、落合、森構構員から手が挙がっていますが、後ろ10分ほど、私からいただきたいことが座長権限でございますので、それぞれ手短に御質問、コメントと、山本先生からのお返しをお願いできればと思います。

それでは、まず、クロサカ構構員、お願いします。

【クロサカ構構員】 ありがとうございます、山本先生。意見に近い質問なので、よう分からんということであればパスとおっしゃってください。後ほどで構いません。

先生のお話の中で、テレビは電波の有限性を根拠にというお話がありました。私、そうだったなということで気づいたんですが、認知の有限性という議論が今後成立し得るか、あるいはそういう先行研究を行っている方々がいらっしゃるかということを、もし先生、御存じであれば教えていただけないかと思います。

というのは、広告業界もそうですし、メディア業界の一部もそうですが、既にメディアが多様化する中で、アイボールの獲得競争、つまり人間の時間は24時間有限であって、これをいかに獲得するのかということの競争にシフトしたと言われて久しいわけです。そう考えると、有限性や希少性の定義、もともとの基になる部分が変わってきているであろうと。一方、先ほどの石井先生のお話の議論の中でも、ここをどこまで踏み込んでいいのか、環境をどう定義すればいいのか、内心の自由に抵触してないのかという議論があったと思います。非常にここはコントラバーシャルなところもあると思うので、何か手がかりになるようなことを、先生御自身も含めて研究があるようであれば、ぜひ教えていただけないかと思って質問させていただきます。以上です。

【山本座長代理】 ありがとうございます。この点は、私、水谷構構員といろいろと意見交換をする中で、アテンションの問題、アテンションの何ていうんでしよう、先ほどのクロサカさんの言葉を今忘れましたけれども、今、クロサカさんがおっしゃっていた議論に近いようなことを言っている研究者がいると記憶しているんですが、水谷構構員から何かあれば、チャットで入れるか、一言もらえればと思うんですけども、それを待ちで、座長、次、行っていただけるとありがたいです。

【水谷構構員】ご指名を受けましたので、少し情報提供をさせていただきますと、ハーバー

ド・ロースクールにマーサ・ミノウという憲法学者がいらっしゃるのですが、彼女が『Saving the News』という著書で、インターネット時代のフェアネス・ドクトリンを検討する際に、電波の稀少性に代わる新しい稀少性が視聴者のアテンションにあるという趣旨の発言をしていました。ご参考になれば幸いです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、生員構成員、お願ひいたします。

【生員構成員】 大変貴重な御説明ありがとうございました。私から1つ御質問と、2つ目は簡単にコメントまでですけれども、まず1つは、山本先生、スライドの冒頭でおっしゃっていただいたように、個別の問題に場当たり的に対応するだけではなくて、アテンションエコノミーという一つの大きなメカニズムに着目して、それに対してアプローチをしていく姿勢、これは極めて重要なことだと思って共感しているところでございます。

そうしたときに、どうそのメカニズムを理解するのかが極めて重要であり、もしかすると、そのメカニズムを理解するコンセプトは必ずしも一つではないかも知れない。そうしたときに、私自身、最近すごく答えのない悩みを持っているのが、特に国際的な議論の中で、こうした事象を理解するコンセプトとして、アテンションエコノミーと並んで活発に議論されているのが、サーバランスキャピタリズムであると。御承知のとおり、人間の様々なデータといったものを集積して、分析・予測して、そしてそれに基づいて人間を操作する行為自体が資本主義の中核的な構成要素になっていることに対する問題意識、こうしたものを、果たして我々は一つのメカニズム理解として明示的に念頭に置くべきなのか、あるいは、アテンションエコノミーの議論の中に、こうしたサーバランスキャピタリズムの議論は包摂されているなどの観点から、必ずしも取り立てる必要はないのかといったこと。

といいますのも、御承知のとおり、サーバランスはもともとアメリカの議論ですけれども、GDPRとかデジタルサービス法の議論は、そういったメカニズムにどう対応していくのかということを大きな問題意識としてつくられている法制ということもあります。そういうふうに、少し重なりつつ、別の角度のコンセプトをどう捉えていくかということについて、もしお考えがあればというのが1つでございます。

それから2つ目は、これは前半の石井先生の御報告に対する感想コメントにもなるんですけれども、まさしく一つのコンセプトとして、これも現在アメリカで主に議論がされているインフォメーションフィデューシャリーの議論を、今回我々はどのように扱っていくのかという論点があるのだと思います。

インフォメーションフィデューシャリー、しばしばHartzogたちの整理に従えば、もとも

とデータに焦点を当てていた個人データ保護法制、それがある種の構造論的展開と呼ぶべきなのか、ストラクチャーに焦点を当てたものへとだんだんと拡大してきた。しかし、3つ目のアプローチとして、リレーションシップに焦点を当てた新しい理解を導き出してくれるといった点があり、またはもう一つ、このインフォメーションフィデューシャリーで重要なのは、これは見過ごされがちではあるんですけども、あれはもともとフィデューシャリーの議論をしているので、個人データとかプライバシーに関する問題に必ずしも縛られない。要するに、デジタルプラットフォームであれ何であれば、それは利用者にとって有利にならないようなマニピュレーションをするべきではないという広い原則を義務として設けることができるといった観点から、こういった情報流通全体の議論でも重視される中で、例えば田中先生からコメント欄で御紹介いただいた、WaldmanのCognitive biases、ダークパターンに関する議論も、あれは結論としてはフィデューシャリーデューティーに言及しており、例えばハワイ州の法案などでも全面的に原則として取り入れているという紹介もされていましたが、そういうものに対する活路を見いだそうとしているわけでございます。

いずれも共通するのは、ある種の利用者の認知限界に着目するアプローチと、他方では、インフォメーションフィデューシャリーや、ある種のフィデューシャリーデューティーの議論は、そのサービスを提供する側に対する焦点を当てた議論とも整理できるのだろう。その両方から様々な形で議論をしていくことが、一つは重要なのかと考えている部分が最近あります。

私からは、ひとまず以上です。

【山本座長代理】 時間があまりないということですので、本当にごく簡単にお答えすると、監視資本主義の情報空間への現れ方がアテンションエコノミーなのかなという気もしています。監視資本主義の問題とアテンションエコノミーはかなりオーバーラップしている。ただ、違うところもあるのかなという。円で言えば、真ん中にオーバーラップしているところもあるんだけども、ずれるところがある、そういうイメージです。

ただ、共通しているのは、プロファイリングが要になっている。監視資本主義にしても、結局アテンションエコノミーにしても、ユーザーの嗜好などをプロファイリングして、基本的に個別化された情報を送っていくところが一つポイントになろうかと思いますので、さっきのダークパターンもそうかもしれませんけれども、プロファイリングは共通の課題なのかなと思っているところが、差し当たりの御回答になります。

フィデューシャリーデューティーの場合、これは一言、議論していく必要があるんだろう

と思いますが、基本的にはフィデューシャリーという考え方の前提にはパターナリズムがあるのかなと思っていますので、これをあまり強調し過ぎると、非常にパターナリスティックな、つまり、本人の主体性とか自律性、己決定からずれてくる世界観が現れてくるのかなと思っていますので、その辺を踏まえつつ、しっかり議論していくことなのかなと、スタンスとしては思います。

以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。どうしてもこの後やらなければいけないと私が考える議事があります関係で、10分程度はかかるだろうと思いますので、申し訳ありませんが、落合先生、森先生、簡潔に御発言をいただき、それでまとめて山本先生からお答えいただけないかと思います。

落合先生、お願ひします。

【落合構成員】 ありがとうございます。簡潔にということなので、プラットフォームとメディアの役割が重要かと私としては思っておりますが、その中で、先ほどクロサカ先生からも、電波の希少性・有限性という話がありました。山本先生のお話の中で言及ましたが、情報空間のインターネット空間の中でも、欧米などで、プラットフォームやインターネットサービス事業者が提供するコンテンツ自体についても、放送に準じたような何らかの対策を求めていくこと自体も、プロミネンスとかモデレーションを超えて、そういう対応を求めていく場合もあるかと思います。その点について、改めて山本先生はどう評価されていますでしょうかということが私の質問です。以上です。

【宍戸座長】 それでは、次に、森先生、お願ひいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。今回もまた大変勉強になりました。ありがとうございました。

私は、質問2点あります。1点は、ウェルビーイングを前半で御言及されていましたけれども、ウェルビーイングの文脈で、どのように情報的健康をお考えかというのを伺いたかったんですけれども、お時間のこともありますので、もしお書きになったものとかあれば、それをチャットででも教えていただいてということで結構です。

2点目は、山本先生のお話の中にありました、介入ですよね。意思決定に対する介入の中に、いいものと悪いものがあると。1人で何でもアトム的に決められるわけではもちろんないけれども、かといって、フィルターバブルやエコチェンバーに誘い込むようなことは当然よくない介入でありますので、いい関わりと悪い関わりというのをどう考えるかという問

題が別途あるんですよというお話がありましたので、それについて伺いたいと思っていたということでございます。以上です。

【宍戸座長】 それでは、山本先生、まとめてお願ひいたします。

【山本座長代理】 ありがとうございます。いずれも重要な問題です。落合構成員からの御質問は、スライドの中で一応私なりの考え方少し触れていたかと思うので、割愛させていただいて、森先生からの御質問に対しては、結局、食べ物に関しても、とにかくこれだけを食べて自分は死にたいんだという人もいてもいいわけですよね。それもある種の自己決定なわけで、ウェルビーイングと情報的健康を直接結びつけたくなかったということがあります。だから情報的健康というのは、バランスよく摂取したり、自分が摂取するコンテンツに関して気にかけることができる環境があることが重要で、その環境をどう使うのか、それによって自分がどういう幸福を実現していくのかということは、それぞれの個人に委ねられているところなのではないかと思います。様々な情報に触れたりする機会・環境が存在していることが、それぞれの幸福を追求していく前提になっていくのかなという、そういうニュアンスです。

介入についても、これも本当に先生がおっしゃるように、これはさっきの石井先生のお話にも関連するところだと思いますし、AIガイドラインのまさに意思の、何でしたっけ、というところですよね。感情とか意思というものを不当に操作することの、不当に操作とは一体何なのかということ。これは多分、相当議論していく必要があるところだなと思っています。いろいろと私も議論したいことがあって、考えもあるんですけれども、これ以上お話しすると座長に怒られそうな感じもしますので、取りあえず差し当たりここまでにしたいと思います。ありがとうございます。

【森構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。議事録に残す観点で申しますと、先ほどのクロサカ構成員からの投げかけに対して、水谷構成員からチャット欄で、マーサ・ミノウ先生の、新しい希少性は読者・視聴者のアテンションにあるんだという指摘を、情報提供をいただいたことを、この場で申し上げたいと思います。

いよいよ本検討会での基本的な考え方を固めていく上で、中心的になる御議論をいたいたかと思います。まだまだこの難易度が続くと思っていただければと思うのですが、こうやって議論していくと、だんだん見えてきた部分と、深掘りしていかなければいけない部分、発散よりは収束させながら議論をさせていきたいと思いますので、座長として私から御提

案をさせていただきたいと思います。

本日、石井構成員、山本構成員からお話をありましたように、基本理念、それから、ステークホルダーに期待される役割ないしスキームについて、1回整理をし、そしてそれを基にして、今日のような議論をさらに深めさせていただけないかと思います。つきましては、国内外における関連議論、そしてこの場に出てきた構成員の皆様の議論を踏まえて、今後の議論のための資料案を事務局に作成いただきたいと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【内藤補佐】 事務局でございます。宍戸座長の御指示について、承知いたしました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

議事の3の意見交換は、今やってしまったということで飛ばさせていただきまして、議事の4について、今後の進め方について私から事務局と相談をいたしましたので、それについてお話をさせていただきたいと思います。

前回、第5回会合において森構成員から御発表ありましたことなども踏まえまして、プラットフォーム事業者などへのヒアリングにつきまして、準備を進めてほしいと事務局に私から指示をさせていただきました。それにつきまして、資料6-3に基づき、御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【内藤補佐】 事務局でございます。プラットフォーム事業者等ヒアリングの概要といしまして、まず、実施時期につきましては、2024年2月から3月頃としております。

実施目的といしましては、各事業者の取組状況を確認・分析し、デジタル空間における情報流通の健全性の確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策の検討に活用することとしております。

また、実施方法につきましては、事前に各事業者に質問項目を送付いたしまして、回答を得た上で、必要に応じ、本検討会でヒアリングを実施することとしております。

対象事業者等につきましては、収益構造・月間アクティブユーザー数等を考慮し、情報流通の健全性確保の観点から影響の大きいと考えられる事業者・サービスを中心に選定することとしてございます。

対象事業者につきまして、現時点でヒアリングの対応が可能とあった事業者につきましては、資料に記載のある6社でございます。また、対象サービスにつきましては、SNSや検索サービスなどとさせていただいております。

主なヒアリング項目につきましては、例えば、①偽・誤情報への対応方針・手続、②偽・誤情報への実際の対応状況などとさせていただいておりまして、こちらをはじめとして、①

から⑦の項目を記載させていただいております。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。このプラットフォーム事業者等へのヒアリングにつきましては、先行しますプラットフォームサービスに関する研究会等においても、任意のヒアリングとして貴重であると同時に、そのやり方について、必ずしも会議の側で知りたいと思った情報が十分インプットいただけなかつたといったこともございましたので、やり方につきましてはかなり注意をしたいと私自身も考えておりますが、その上で、このような進め方をする。特に主なヒアリング項目②の下線、3つ目のポツでございますけれども、後で御報告のある能登半島地震関連も含めまして、このようなヒアリングを進めさせていただくことについて、構成員の皆様に御了解をいただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。構成員の皆様からチャットで賛成、御発言をいただいております。特に御異議ないということで、このように進めさせていただきたいと思います。

さらに、資料ございませんが、もう1点、私から提案がございます。ただいま事務局より御説明がありましたプラットフォーム事業者などへのヒアリングと並行して、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方につきまして、表現の自由をはじめとする様々な権利利益に配慮した検討を、専門的な見地から行う作業を進めさせていただけないかと考えております。本日の配付資料ではございませんが、初回の資料の1-1、案が取れた本検討会の開催要綱におきましては、4. 構成及び運営の(8)、座長は必要に応じ、本検討会の下にワーキンググループを開催することができると書かれておりますので、私に与えられた数少ないプレロガティブ行使させていただきまして、本検討会の構成員である法学者及び弁護士の皆様を中心とするワーキンググループを設置したいと考えております。この点についても御了解をいただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。ワーキンググループ設置につきましても、今、チャット欄で、異議がない、賛成であるという御発言をいただいております。

そこで、このワーキンググループの主査でございますけれども、これにつきましては、本日も御発表いただき、議論をリードしていただいている、ミスター・アテンション・エコノミーでもあられる山本構成員にお願いをしたいと考えております。そして、その他の構成員につ

ましましては、山本主査と親会の座長たる私に御一任いただきたいと考えておりますが、よろしくございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。これもチャット欄で御承認をいただいております。それでは、このように進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の5に移りますが、これはその他の事項でございます。ここで、資料6-4に基づき、事務局より御説明をいただきたい点がございますので、よろしくお願ひいたします。

【内藤補佐】 事務局でございます。時間も押しているところ大変恐縮でございますけれども、今月頭に発生いたしました能登半島地震に関連いたしまして、簡潔に総務省などの対応について御紹介させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。1月2日に、総務省SNSアカウントにおいて情報発信をしております。旧ツイッターのX、フェイスブック、インスタグラムの3つのSNSで注意喚起等を行ってございます。

次に、2ページ目を御覧ください。1月15日に第2弾として、同様に総務省SNSアカウントで情報発信をしております。第2弾では、偽・誤情報に関する注意喚起に加えまして、ネット上の真偽の不確かな投稿の例を幾つか御紹介するなどしております。

最後に、3ページ目を御覧ください。1月2日、総務省から主要なSNS等プラットフォーム事業者に対しまして、利用規約等を踏まえた適正な対応を引き続き行っていただくよう要請をしてございます。また、1月5日には、資料に記載されている①から⑦の事項につきまして、毎日御報告いただきたい旨、御連絡をさせていただいております。

プラットフォーム事業者による対応状況につきまして、1月15日8時時点での情報となります、4社から報告を受けております。各社から事前に公表可能と伺っている事項について記載してございます。

簡単ではございますけれども、事務局からの報告は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。前回会合から今回の会合の間に、能登半島地震という大変な災害があり、被災をされた方等には、私としてもこの場でお見舞いの言葉を申し上げたいと存じます。

そして、この状況下において、偽情報・誤情報の問題が改めてクローズアップされている、まさにこの会議と同時並行でこのような状況が起きているということでございますので、

今日、現状の取組について御説明をいただいたところでございます。まだ動いている事態でもございますので、今後、総務省、また関係する事業者の方から、先ほどのプラットフォーム事業者ヒアリング等ありましたように、認識されている状態、また取組等について、この場で御報告、インプットをいただき、また検証することがあろうかと思います。

ということで、今の段階で御質問はなかなか難しいかなと思いますので、もし御覧になつていて何か気になる点があれば、後ほど事務局等に御質問等をいただき、また次回以降の会合で御発言をいただければと考えております。

時間が超過しており、申し訳ございません。最後に、事務局より何か連絡事項はございませんか。

【内藤補佐】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第6回会合を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。